

北海道告示第10240号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年7月17日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイイチ東旭川店

旭川市東旭川北1条1丁目25番地1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイイチ 代表取締役 鈴木 達雄

帯広市西20条南1丁目14番地47

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社ダイイチ	午前9時	午前9時	午後11時	午後11時
株式会社北海道サンジェルマン	(年間60日は 午前7時)	(年間60日は 午前7時)		
株式会社ロバ菓子司				
株式会社ツルハ	午前10時	午前7時	午後10時	午後10時

(4) 変更する年月日

平成30年3月7日

(5) 変更する理由

株式会社ツルハの開店時刻を変更するため

2 届出年月日

平成30年3月6日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年3月16日（金）から同年7月17日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については旭川市へ問い合わせること。